

松江市児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則ほか 3 規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

松江市長

上 是 昭 仁

松江市規則第 54 号

松江市児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 55 号

松江市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

松江市規則第 56 号

理容師法施行細則等の一部を改正する規則

松江市規則第 57 号

空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

松江市児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

松江市児童クラブ条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 109 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
様式第 2 号(第 4 条関係) 減免申請書 年月日 <u>(あて先)松江市長</u> 申請者 住所 (保護者) 氏名 電話 略			様式第 2 号(第 4 条関係) 減免申請書 年月日 <u>松江市長 氏名 様</u> 申請者 住所 (保護者) 氏名 <u>㊟</u> 電話 略		
略			略		
申請理由(該当項目すべてに☑を記入)	減免基準	添付書類	申請理由(該当項目すべてに☑を記入)	減免基準	添付書類
<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯	全額免除	不要	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯	全額免除	不要
<input type="checkbox"/> <u>非課税世帯準要保護世帯(就学援助対象世帯)</u>	<u>非課税世帯は全額免除又は 1/2 減額</u> <u>準要保護世帯(就学援助対象世帯)は 1/2 減額</u>	不要(※)	<input type="checkbox"/> 非課税世帯	<u>全額免除</u> <u>または 1/2 減額</u>	不要(※)
<input type="checkbox"/> その他()	市長が定める額	申請理由が明らかになる書類	<input type="checkbox"/> <u>準要保護世帯(就学援助対象世帯)</u>	<u>1/2 減額</u>	<u>不要</u>
<input type="checkbox"/> その他()	市長が定める額	申請理由が明らかになる書類	<input type="checkbox"/> その他()	市長が定める額	申請理由が明らかになる書類
略			略		

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の松江市児童クラブ条例施行規則様式第2号による用紙で、現に残存するものは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

松江市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

松江市保健所長に対する事務委任規則（平成 30 年松江市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
根拠法令 等	委任する事務	根拠法令 等	委任する事務
略		略	
16 旅館 業法(昭 和 23 年 法律第 1 38 号)	(1) 略 (2) 第 3 条第 4 項(第 3 条の 2 第 2 項、 <u>第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項</u> において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取 (3)・(4) 略 (5) 第 3 条の 2 第 1 項、 <u>第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 4 第 1 項</u> の規定による_____ _____ 承認 (6) 第 3 条の 2 第 2 項、 <u>第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項</u> において準用する第 3 条第 5 項の規定による営業者の地位の承継の承認を与えない場合のその旨の通知 (7) 第 3 条の 2 第 2 項、 <u>第 3 条</u>	16 旅館 業法(昭 和 23 年 法律第 1 38 号)	(1) 略 (2) 第 3 条第 4 項(第 3 条の 2 第 2 項 <u>及び第 3 条の 3 第 3 項</u> _____ _____ において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取 (3)・(4) 略 (5) 第 3 条の 2 第 1 項 <u>及び第 3 条の 3 第 1 項</u> _____ _____ の規定による <u>営業者の地位の承継の承認</u> (6) 第 3 条の 2 第 2 項 <u>及び第 3 条の 3 第 3 項</u> _____ _____ において準用する第 3 条第 5 項の規定による営業者の地位の承継の承認を与えない場合のその旨の通知 (7) 第 3 条の 2 第 2 項 <u>及び第 3 条</u>

	<p><u>の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する第3条第6項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すること。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p><u>(12) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)附則第3条第1項の規定による調査</u></p>		<p><u>条の3第3項</u></p> <p>__において準用する第3条第6項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すること。</p> <p>(8)～(11) 略</p>
17・18	略	17・18	略
19 興行 場法(昭和23年 法律第137号)	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第6条第2項の規定による調査</u></p>	19 興行 場法(昭和23年 法律第137号)	(1)～(5) 略
20	略	20	略
21 公衆 浴場法 (昭和23年 法律第139号)	<p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定による調査</u></p>	21 公衆 浴場法 (昭和23年 法律第139号)	(1)～(7) 略
22・23	略	22・23	略
24 理容 師法(昭和22年 法律第234号)	<p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第5</u></p>	24 理容 師法(昭和22年 法律第234号)	(1)～(6) 略

条第2項の規定による調査			
25・26	略	25・26	略
27 美容 師法(昭 和 32 年 法律第 1 63 号)	(1)～(6) 略 <u>(7) 生活衛生関係営業等の事業 活動の継続に資する環境の整 備を図るための旅館業法等の 一部を改正する法律附則第 9 条第2項の規定による調査</u>	27 美容 師法(昭 和 32 年 法律第 1 63 号)	(1)～(6) 略
28・29	略	28・29	略
30 クリ ーニング 業法(昭 和 25 年 法律第 2 07 号)	(1)～(7) 略 <u>(8) 生活衛生関係営業等の事業 活動の継続に資する環境の整 備を図るための旅館業法等の 一部を改正する法律附則第 8 条第2項の規定による調査</u>	30 クリ ーニング 業法(昭 和 25 年 法律第 2 07 号)	(1)～(7) 略
31・32	略	31・32	略
33 食品 衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)	(1)～(14) 略 <u>(15) 生活衛生関係営業等の事 業活動の継続に資する環境の 整備を図るための旅館業法等 の一部を改正する法律附則第 4条第2項の規定による調査</u>	33 食品 衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)	(1)～(14) 略
34～40	略	34～40	略
41 食鳥 処理の事 業の規制 及び食鳥 検査に関 する法律 (平成 2 年法律第	(1)～(12) 略 <u>(13) 生活衛生関係営業等の事 業活動の継続に資する環境の 整備を図るための旅館業法等 の一部を改正する法律附則第 10条第2項の規定による調査</u>	41 食鳥 処理の事 業の規制 及び食鳥 検査に関 する法律 (平成 2 年法律第	(1)～(12) 略

70号)		70号)	
42～50	略	42～50	略

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(平成29年松江市規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(確認済証)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 理容所の開設者は、第1項の確認済証の記載事項に変更を生じたときは、理容所検査確認済証書換交付申請書(様式第6号)を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第5条 法第11条の3第2項の規定による <u>譲渡に係る理容所の開設者の地位の承継の届出は、譲渡に係る理容所の開設者地位承継届(様式第7号)により、</u>相続に係る理容所の開設者の地位の承継の届出は、相続に係る理容所の開設者地位承継届(様式第8号)により、合併又は分割に係る理容所の開設者の地位の承継の届出は、合併(分割)に係る理容所の開設者地位承継届(様式第9号)により行うものとする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>理容所開設届</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>(確認済証)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 理容所の開設者は、第1項の確認済証の記載事項に変更を生じたときは、理容所検査確認済証書換交付申請書(様式第5号の2)を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第5条 法第11条の3第2項の規定による</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 相続に係る理容所の開設者の地位の承継の届出は、相続に係る理容所の開設者地位承継届(様式第6号)により、合併又は分割に係る理容所の開設者の地位の承継の届出は、合併(分割)に係る理容所の開設者地位承継届(様式第7号)により行うものとする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>理容所開設届</p> <p>略</p> <p>略</p>

管理理容師	略	
理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨		
略		
① 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	略	
② 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、当該美容所の開設予定年月日	略	

注意事項

美容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

持参書類

管理理容師を置く場合は、管理理容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類(修了証書など)※確認後返却します。

添付書類

1～4 略

様式第 6 号 略

様式第 7 号 別紙のとおり

管理理容師 ※	略	
理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨 ※		
略		
① 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称 ※	略	
② 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、当該美容所の開設予定年月日 ※	略	

注意事項

- 美容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。
- ※欄にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができます。

持参書類

管理理容師を置く場合は、管理理容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類(修了証書など)(確認後返却します。営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。)

添付書類(1 から 3 までに掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。)

1～4 略

- 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第 5 号の 2 略

様式第 8 号・様式第 9 号 略

様式第 6 号・様式第 7 号 略

<改正後>

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

譲渡に係る理容所の開設者地位承継届

下記のとおり理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名
譲渡人の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨	
略	
① 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	略
② 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、当該理容所の開設予定年月日	略

注意事項

— 理容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

持参書類

管理美容師を置く場合は、管理美容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類(修了証書など)※確認後返却します。

添付書類

1～4 略

様式第 6 号 略

様式第 7 号 別紙のとおり

様式第 8 号・様式第 9 号 略

厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨 ※	
略	
① 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称 ※	略
② 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、当該理容所の開設予定年月日 ※	略

注意事項

1 理容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

2 ※欄にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができます。

持参書類

管理美容師を置く場合は、管理美容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類(修了証書など)(確認後返却します。営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。)

添付書類(1 から 3 までに掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。)

1～4 略

5 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第 5 号の 2 略

様式第 6 号・様式第 7 号 略

<改正後>

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

譲渡に係る美容所の開設者地位承継届

下記のとおり美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名

譲渡人の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日

3 美容所の名称及び所在地

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 クリーニング業法施行細則(平成29年松江市規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(地位の承継の届出)		(地位の承継の届出)	
<p>第5条 法第5条の3第2項の規定により<u>譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、譲渡によるクリーニング所等営業者地位承継届(様式第8号)により</u>、相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続によるクリーニング所等営業者地位承継届(<u>様式第9号</u>)により、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併(分割)によるクリーニング所等営業者地位承継届(<u>様式第10号</u>)により行うものとする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">クリーニング所開設届</p> <p style="text-align: center;">略</p>		<p>第5条 法第5条の3第2項の規定により__</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>__相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続によるクリーニング所等営業者地位承継届(<u>様式第8号</u>)により、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併(分割)によるクリーニング所等営業者地位承継届(<u>様式第9号</u>)により行うものとする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">クリーニング所開設届</p> <p style="text-align: center;">略</p>	
従事者	略	従事者 ※	略
営業の種別	略	営業の種別※	略
略		略	
添付書類		<p>注意事項</p> <p>※欄にあつては、<u>営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。</u></p> <p>添付書類(1及び3に掲げる書類にあつては、</p>	

1～3 略

様式第 2 号(第 2 条関係)

略
無店舗取次店営業届
略

略	
無店舗 取次店	略
	営業区域
	略
	業務用車両の構造
略	
従事者	略
略	

添付書類

1～3 略

様式第 8 号 別紙のとおり

様式第 9 号・様式第 10 号 略

営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。)

1～3 略

4 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第 2 号(第 2 条関係)

略
無店舗取次店営業届
略

略	
無店舗 取次店	略
	営業区域※
	略
	業務用車両の構造※
略	
従事者※	略
略	

注意事項

※欄にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。

添付書類(1 及び 3 に掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。)

1～3 略

4 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第 8 号・様式第 9 号 略

<改正後>

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

譲渡によるクリーニング所等営業者地位承継届

下記のとおりクリーニング所等の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名
譲渡人の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(興行場法施行細則の一部改正)

第4条 興行場法施行細則(平成29年松江市規則第76号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(譲渡に係る承継届)</u></p> <p><u>第2条の2 法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、譲渡に係る興行場営業者地位承継届(様式第2号)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p><u>(2) 届出人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>(相続に係る承継届)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による相</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(相続に係る承継届)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による相</p>

続による営業者の地位の承継の届出は、相続に係る興行場営業者地位承継届 (様式第3号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、興行場営業者相続同意証明書 (様式第4号)

(合併又は分割に係る承継届)

第4条 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、合併(分割)に係る興行場営業者地位承継届 (様式第5号)により行うものとする。

2 略

(許可申請書記載事項変更届)

第5条 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)は、第2条第1項の申請書に記載した事項を変更したときは、興行場営業許可申請書記載事項変更届 (様式第6号)を、営業の全部又は一部を廃止したときは、興行場営業廃止届 (様式第7号)を速やかに保健所長に提出しなければならない。

2 略

(許可証)

第6条 条例第6条の興行場営業許可証の様式は、興行場営業許可証 (様式第8号)又は仮設(臨時)興行場営業許可証 (様式第9号) (以下「許可証」という。)のとおりとする。

続による営業者の地位の承継の届出は、相続に係る興行場営業者地位承継届 (様式第2号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、興行場営業者相続同意証明書 (様式第3号)

(合併又は分割に係る承継届)

第4条 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、合併(分割)に係る興行場営業者地位承継届 (様式第4号)により行うものとする。

2 略

(許可申請書記載事項変更届)

第5条 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)は、第2条第1項の申請書に記載した事項を変更したときは、興行場営業許可申請書記載事項変更届 (様式第5号)を、営業の全部又は一部を廃止したときは、興行場営業廃止届 (様式第6号)を速やかに保健所長に提出しなければならない。

2 略

(許可証)

第6条 条例第6条の興行場営業許可証の様式は、興行場営業許可証 (様式第7号)又は仮設(臨時)興行場営業許可証 (様式第8号) (以下「許可証」という。)のとおりとする。

2 営業者は、許可証を失い、又は破損した場合には、興行場営業許可証再交付申請書(様式第 10 号)を保健所長に提出し、その再交付を受けなければならない。

3・4 略

5 営業者は、第 1 項の許可証の記載事項に変更を生じたときは、興行場営業許可証書換交付申請書(様式第 11 号)を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)

略
興行場営業許可申請書
略

添付書類

1～5 略

略

様式第 2 号 別紙のとおり

様式第 3 号～様式第 11 号 略

2 営業者は、許可証を失い、又は破損した場合には、興行場営業許可証再交付申請書(様式第 9 号)を保健所長に提出し、その再交付を受けなければならない。

3・4 略

5 営業者は、第 1 項の許可証の記載事項に変更を生じたときは、興行場営業許可証書換交付申請書(様式第 10 号)を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)

略
興行場営業許可申請書
略

注意事項

2 から 4 まで、6 及び 7 に掲げる事項にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。

添付書類(1 から 3 までに掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。)

1～5 略

6 営業の譲渡があつた場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

略

様式第 2 号～様式第 10 号 略

<改正後>

様式第2号(第2条の2関係)

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

譲渡に係る興行場営業者地位承継届

下記のとおり、興行場営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名

譲渡人の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日

3 興行場の名称及び所在地

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第5条 公衆浴場法施行細則(平成29年松江市規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(営業許可申請書)</p> <p>第2条 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(譲渡に係る承継届)</u></p> <p><u>第4条の2 省令第1条の2第1項に規定する届書は、譲渡に係る公衆浴場営業者地位承継届(様式第3号)によるものとする。</u></p> <p>(相続に係る承継届)</p> <p>第5条 省令第2条第1項に規定する届書は、相続に係る公衆浴場営業者地位承継届(様式第4号)によるものとする。</p> <p>2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場営業者相続同意証明書(様式第5号)によるものとする。</p> <p>(合併又は分割に係る承継届)</p> <p>第6条 省令第3条第1項又は第3条の2第</p>	<p>(営業許可申請書)</p> <p>第2条 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(相続に係る承継届)</p> <p>第5条 省令第2条第1項に規定する届書は、相続に係る公衆浴場営業者地位承継届(様式第3号)によるものとする。</p> <p>2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場営業者相続同意証明書(様式第4号)によるものとする。</p> <p>(合併又は分割に係る承継届)</p> <p>第6条 省令第3条第1項又は第3条の2第</p>

1 項に規定する届書は、合併(分割)に係る公衆浴場営業者地位承継届(様式第6号)によるものとする。

(省令第4条の規定による届)

第8条 省令第4条に規定する届書は、公衆浴場法施行規則第4条の規定による届(様式第7号)によるものとし、廃業のときは許可証を添えなければならない。

(許可証の再交付等)

第9条 公衆浴場の営業者は、許可証を破損した場合にはその許可証を添え、失った場合にはその旨を書き、公衆浴場営業許可証再交付申請書(様式第8号)により速やかに保健所長に再交付を申請しなければならない。

2 略

3 公衆浴場の営業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、公衆浴場営業許可証書換交付申請書(様式第9号)により保健所長に書換交付を申請することができる。

様式第1号(第2条関係)

略
公衆浴場営業許可申請書
略

添付書類

1~6 略

様式第3号 別紙のとおり

1 項に規定する届書は、合併(分割)に係る公衆浴場営業者地位承継届(様式第5号)によるものとする。

(省令第4条の規定による届)

第8条 省令第4条に規定する届書は、公衆浴場法施行規則第4条の規定による届(様式第6号)によるものとし、廃業のときは許可証を添えなければならない。

(許可証の再交付等)

第9条 公衆浴場の営業者は、許可証を破損した場合にはその許可証を添え、失った場合にはその旨を書き、公衆浴場営業許可証再交付申請書(様式第7号)により速やかに保健所長に再交付を申請しなければならない。

2 略

3 公衆浴場の営業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、公衆浴場営業許可証書換交付申請書(様式第8号)により保健所長に書換交付を申請することができる。

様式第1号(第2条関係)

略
公衆浴場営業許可申請書
略

注意事項

3及び4にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。

添付書類(2から4まで及び6に掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。)

1~6 略

7 営業の譲渡があつた場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第4号～様式第9号 略

様式第3号～様式第8号 略

<改正後>

様式第3号（第4条の2関係）

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

譲渡に係る公衆浴場営業者地位承継届

下記のとおり、公衆浴場営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 浴場業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名
譲渡人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

譲渡人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称及び所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(旅館業法施行細則の一部改正)

第6条 旅館業法施行細則(平成29年松江市規則第78号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(営業許可申請書)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(譲渡に係る承認申請書)</u></p> <p><u>第3条の2 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、譲渡に係る旅館業営業承継承認申請書(様式第2号)のとおりとする。</u></p> <p><u>2 保健所長は、法第3条の2第1項に規定する承認をしたときは、当該申請者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第3号)を交付するものとする。</u></p> <p>(合併又は分割に係る承認申請書)</p> <p>第4条 省令第2条第1項に規定する申請書は、合併(分割)に係る旅館業営業承継承認申請書(様式第4号)のとおりとする。</p> <p>2 保健所長は、法<u>第3条の3第1項</u>に規定</p>	<p>(営業許可申請書)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(合併又は分割に係る承認申請書)</p> <p>第4条 省令第2条第1項に規定する申請書は、合併(分割)に係る旅館業営業承継承認申請書(様式第2号)のとおりとする。</p> <p>2 保健所長は、法<u>第3条の2第1項</u>に規定</p>

する承認をしたときは、当該申請者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(相続に係る承認申請書)

第5条 省令第3条第1項に規定する申請書は、相続に係る旅館業営業承継承認申請書(様式第6号)のとおりとする。

2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書(様式第7号)のとおりとする。

3 保健所長は、法第3条の4第1項に規定する承認をしたときは、当該申請者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第8号)を交付するものとする。

(省令第4条の規定による届)

第6条 省令第4条の規定による届出(1か月未満の営業の全部又は一部の停止の場合の届出を除く。)は、旅館業法施行規則第4条の規定による届(様式第9号)によらなければならない。

2・3 略

(許可証)

第7条 条例第7条の旅館業許可証(以下「許可証」という。)は、旅館業営業許可証(様式第10号)のとおりとする。

2 営業者は、前項の許可証を滅失し、破損し、又は喪失したときは、旅館業許可証再交付申請書(様式第11号)により保健所長に許可証の再交付を申請しなければならない。

3 営業者は、第1項の許可証の記載事項に変更を生じたときは、旅館業許可証書換交

する承認をしたときは、当該申請者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(相続に係る承認申請書)

第5条 省令第3条第1項に規定する申請書は、相続に係る旅館業営業承継承認申請書(様式第4号)のとおりとする。

2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書(様式第5号)のとおりとする。

3 保健所長は、法第3条の3第1項に規定する承認をしたときは、当該申請者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第6号)を交付するものとする。

(省令第4条の規定による届)

第6条 省令第4条の規定による届出(1か月未満の営業の全部又は一部の停止の場合の届出を除く。)は、旅館業法施行規則第4条の規定による届(様式第7号)によらなければならない。

2・3 略

(許可証)

第7条 条例第7条の旅館業許可証(以下「許可証」という。)は、旅館業営業許可証(様式第8号)のとおりとする。

2 営業者は、前項の許可証を滅失し、破損し、又は喪失したときは、旅館業許可証再交付申請書(様式第9号)により保健所長に許可証の再交付を申請しなければならない。

3 営業者は、第1項の許可証の記載事項に変更を生じたときは、旅館業許可証書換交

付申請書(様式第 12 号)により保健所長に許可証の書換交付を申請することができる。

様式第 1 号(第 2 条、第 3 条関係)

略
旅館業営業許可申請書
略

略		種別	略
略	工事の種別	略	
構造設備	略		
営業施設が旅館業法第 3 条第 1 項ただし書に該当するときはその旨			
略			
管理者を置く場合はその者の住所及び氏名		略	

添付書類

1～3 略

様式第 2 号 別紙のとおり

様式第 3 号 別紙のとおり

様式第 4 号(第 4 条関係)

略
合併(分割)に係る旅館業営業承継承認申請書

下記のとおり旅館業の営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により申請します。

付申請書(様式第 10 号)により保健所長に許可証の書換交付を申請することができる。

様式第 1 号(第 2 条、第 3 条関係)

略
旅館業営業許可申請書
略

略		種別 ※	略
略	工事の種別 ※	略	
構造設備 ※	略		
営業施設が旅館業法第 3 条第 1 項ただし書に該当するときはその旨※			
略			
管理者を置く場合はその者の住所及び氏名※		略	

※欄にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前と変更がない場合は、記載を省略することができる。

添付書類(2 及び 3 に掲げる書類にあつては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。)

1～3 略

4 営業の譲渡があつた場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第 2 号(第 4 条関係)

略
合併(分割)に係る旅館業営業承継承認申請書

下記のとおり旅館業の営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

略

様式第 5 号 (第 4 条関係)

略

旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により下記のとおり承認する。

略

記

1・2 略

様式第 6 号 (第 5 条関係)

略

相続に係る旅館業営業承継承認申請書

下記のとおり旅館業の営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第 3 条の 4 第 1 項の規定により申請します。

略

様式第 7 号 略

様式第 8 号 (第 5 条関係)

略

旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第 3 条の 4 第 1 項の規定により下記のとおり承認する。

略

記

1・2 略

様式第 9 号～様式第 12 号 略

略

様式第 3 号 (第 4 条関係)

略

旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり承認する。

略

記

1・2 略

3 条件 本承認の効力は、合併又は分割の登記を停止条件として生じる。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

略

相続に係る旅館業営業承継承認申請書

下記のとおり旅館業の営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により申請します。

略

様式第 5 号 略

様式第 6 号 (第 5 条関係)

略

旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により下記のとおり承認する。

略

記

1・2 略

3 条件

様式第 7 号～様式第 10 号 略

<改正後>

様式第2号（第3条の2関係）

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

<譲受人>

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

<譲渡人>

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

譲渡に係る旅館業営業承継承認申請書

下記のとおり旅館業の営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 旅館業の種別
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

<改正後>

様式第3号(第3条の2関係)

指令 第 号

<譲受人・譲渡人>

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

旅 館 業 営 業 承 継 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により下記のとおり承認する。

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 氏 名

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第7条 食品衛生法施行細則(平成29年松江市規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前																																							
<p>(申請書又は届出書の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる申請及び届出に係る書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 省令<u>第67条の2第1項</u>、第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項に規定する地位の承継の届出 地位承継届(様式第8号)</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第7号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第8号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第9号(第4条関係)</p> <p>(表)【許可・届出共通】 略 営業許可申請書・営業届(変更) 略</p> <p>(裏)【許可のみ】 略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">営業許可業種</td> <td>許可の番号及び許可年月日</td> <td>営業の種類</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>様式第10号(第4条関係)</p> <p>略 営業許可申請書・営業届(廃業)</p>		略	略			営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	略							備考				<p>(申請書又は届出書の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる申請及び届出に係る書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 省令_____第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項に規定する地位の承継の届出 地位承継届(様式第8号)</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第7号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第8号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第9号(第4条関係)</p> <p>(表)【許可・届出共通】 略 営業許可申請書・営業届(変更) 略</p> <p>(裏)【許可のみ】 略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">営業許可業種</td> <td>許可_番号及び許可年月日</td> <td>営業の種類</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>様式第10号(第4条関係)</p> <p>略 営業許可申請書・営業届(廃業)</p>		略	略			営業許可業種	許可_番号及び許可年月日	営業の種類	備考	略							備考			
略	略																																								
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考																																						
	略																																								
備考																																									
略	略																																								
営業許可業種	許可_番号及び許可年月日	営業の種類	備考																																						
	略																																								
備考																																									

略			
略			
営業許可業	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	略		
備考			

略			
略			
営業許可業	許可__番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	略		
備考			

<改正後>

様式第7号(第4条関係)

(表)【許可・届出共通】

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に 応じた 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

＜改正後＞
(裏) 【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	政令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)	
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※ 自動車による営業の場合	
	① 水道水(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		<input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)		認定番号等	
ふぐ処理者の氏名 ※ふぐを処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果の写し		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

< 改正前 >

様式第7号(第4条関係)

(表)【許可・届出共通】

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者・届出営業者の地位を承継(譲渡・相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地					
	(ふりがな)				生年月日 年 月 日	
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				被相続人との続柄	
譲渡した者	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	譲渡した者の氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		(ふりがな)			
	譲渡した者の住所(法人にあつてはその所在地)					
	譲渡年月日		年 月 日			
添付書類		<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。)				
被相続人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	被相続人の氏名		(ふりがな)			
	被相続人の住所					
	相続開始年月日		年 月 日			
添付書類		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が二人以上いる場合) <input type="checkbox"/> 営業許可証				
合併により消滅した法人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		(ふりがな)			
	合併により消滅した法人の所在地					
	合併年月日		年 月 日			
添付書類		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 営業許可証				
分割前の法人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		(ふりがな)			
	分割前の法人の所在地					
	分割年月日		年 月 日			
添付書類		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 営業許可証				

< 改正前 >

様式第8号(第4条関係)

(表) 【許可・届出共通】

年 月 日

松江市・島根県共同設置松江保健所長 様

地位承継届

下記のとおり、許可業者・届出業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が二人以上いる場合)		
	<input type="checkbox"/> 営業許可証		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
	<input type="checkbox"/> 営業許可証		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		
	<input type="checkbox"/> 営業許可証		

<改正前>

(裏)【許可のみ】

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
		許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
		許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
		許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 8 条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成 29 年松江市規則第 83 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前																														
様式第 5 号(第 5 条関係) 略 食鳥処理業者地位承継届 食鳥処理業者の地位を(譲渡・相続・合併・ <u>分割</u>)により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記 略		様式第 5 号(第 5 条関係) 略 食鳥処理業者地位承継届 食鳥処理業者の地位を <u>相続(合併・分割)</u> により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記 略																														
3	地位を承継した理由	3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">相続</td> <td>被相続人</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">相続人との続柄</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">法人の合併(分割)</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">れた法人</td> <td>主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>代表者の氏名</td> <td></td> </tr> </table>	相続	被相続人	住所			氏名		相続人との続柄				4	法人の合併(分割)	名称		主たる事務所の所在地		代表者の氏名		名称		れた法人		主たる事務所の所在地				代表者の氏名	
相続	被相続人	住所																														
		氏名																														
相続人との続柄																																
4	法人の合併(分割)	名称																														
		主たる事務所の所在地																														
		代表者の氏名																														
		名称																														
れた法人		主たる事務所の所在地																														
		代表者の氏名																														
4	地位を承継した年月日	年月日	年月日																													
5	承継後の食鳥処理業者の住所及び氏名 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕																															
略		略																														

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、第7条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成した用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成 29 年松江市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(所有者等に対する報告徴収)</u></p> <p><u>第 2 条 法第 9 条第 2 項の規定による報告の徴収(次項において「報告徴収」という。)は、空家等に係る事項に関する報告徴収書(様式第 1 号)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 報告徴収に対する報告は、空家等に係る事項に関する報告書(様式第 2 号)により行うものとする。</u></p> <p>(立入調査の通知)</p> <p><u>第 3 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査通知書(様式第 3 号)により行うものとする。</u></p> <p>(立入調査員証)</p> <p><u>第 4 条 法第 9 条第 4 項の証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第 4 号)のとおりとする。</u></p> <p>(指導)</p> <p><u>第 5 条 法第 13 条第 1 項の規定による指導は、指導書(様式第 5 号)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第 22 条第 1 項の規定による指導は、指導書(様式第 6 号)により行うものとする。</u></p> <p>(勧告)</p>	<p>(立入調査の通知)</p> <p><u>第 2 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査通知書(様式第 1 号)により行うものとする。</u></p> <p>(立入調査員証)</p> <p><u>第 3 条 法第 9 条第 4 項の証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第 2 号)のとおりとする。</u></p> <p>(指導)</p> <p><u>第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定による指導は、指導書(様式第 3 号)により行うものとする。</u></p> <p>(勧告)</p>

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第9号)により行うものとする。

(事前通知書)

第8条 法第22条第4項の通知書の様式は、命令に係る事前の通知書(様式第10号)のとおりとする。

(意見書)

第9条 法第22条第4項の意見書の様式は、意見書(様式第11号)のとおりとする。

(意見聴取請求)

第10条 法第22条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第12号)により行うものとする。

(意見聴取通知)

第11条 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書(様式第13号)により行うものとする。

(行政代執行)

第12条 法第22条第9項の規定による行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく行政代執行(以下この条において「法第22条第9項の代執行」という。)に係る同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第14号)により行うものとする。

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第5号)により行うものとする。

(事前通知書)

第7条 法第14条第4項の通知書の様式は、命令に係る事前の通知書(様式第6号)のとおりとする。

(意見書)

第8条 法第14条第4項の意見書の様式は、意見書(様式第7号)のとおりとする。

(意見聴取請求)

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第8号)により行うものとする。

(意見聴取通知)

第10条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書(様式第9号)により行うものとする。

(行政代執行)

第11条 法第14条第9項の規定による行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく行政代執行(以下_____「代執行_____」という。)に係る同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第 22 条第 9 項の代執行に係る行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書(様式第 15 号)により行うものとする。

3 法第 22 条第 9 項の代執行に係る行政代執行法第 4 条の証票の様式は、執行責任者証(様式第 16 号)のとおりとする。

4 法第 22 条第 9 項の代執行に係る行政代執行法第 5 条の規定による納付の命令は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項に基づく代執行費用納付命令書(様式第 17 号)により行うものとする。

5 法第 22 条第 11 項の規定による行政代執行法に基づく行政代執行に係る同法第 5 条の規定による納付の命令は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項に基づく代執行費用納付命令書(様式第 18 号)により行うものとする。

(標識)

第 13 条 法第 22 条第 13 項の標識の様式は、
標識(様式第 19 号)のとおりとする。

(空家等管理活用支援法人の指定申請)

第 14 条 法第 23 条第 1 項の規定による申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書(様式第 20 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人の指定)

第 15 条 法第 23 条第 1 項の規定による指定は、空家等管理活用支援法人指定書(様式第 21 号)のとおりとする。

(空家等管理活用支援法人の名称等変更)

2 行政代執行に係る行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書(様式第 11 号)により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第 4 条の証票の様式は、執行責任者証(様式第 12 号)のとおりとする。

4 行政代執行に係る行政代執行法第 5 条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書

(様式第 13 号)により行うものとする。

(標識)

第 12 条 法第 14 条第 11 項の標識の様式は、
標識(様式第 14 号)のとおりとする。

第 16 条 法第 23 条第 3 項の規定による届出

は、名称等変更届出書(様式第 22 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人に対する報告徴収)

第 17 条 法第 25 条第 1 項の規定による報告

の徴収は、報告徴収書(様式第 23 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人に対する業務改善命令)

第 18 条 法第 25 条第 2 項の規定による命令

は、業務改善命令書(様式第 24 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人の指定取消)

第 19 条 法第 25 条第 3 項の規定による指定

の取消しは、空家等管理活用支援法人指定取消書(様式第 25 号)のとおりとする。

第 20 条 略

様式第 1 号 別紙のとおり

様式第 2 号 別紙のとおり

様式第 3 号(第 3 条関係)

略

立入調査通知書

略

備考

この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処せられます。

様式第 4 号(第 4 条関係) 略

様式第 5 号(第 5 条関係)

略

指導書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。) 第 13 条第

第 13 条 略

様式第 1 号(第 2 条関係)

略

立入調査通知書

略

備考

この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第 16 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処せられます。

様式第 2 号(第 3 条関係) 略

様式第 3 号(第 4 条関係)

略

指導書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2

1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2～5 略

備考

1 略

2 上記 4 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

3 略

様式第 6 号 別紙のとおり

様式第 7 号(第 6 条関係)

略

勧告書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。) 第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2～5 略

備考

1 略

2 上記 3 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第 22 条に基づき、必要な措置をとることになります。

3 略

様式第 8 号 別紙のとおり

項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 14 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる特定空家等

2～5 略

備考

1 略

2 上記 4 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

3 略

様式第 4 号(第 5 条関係)

略

勧告書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために

必要な措置をとるよう、法第 14 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

2～5 略

備考

1 略

2 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

3 略

様式第9号(第7条関係)

略
命令書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、**法第22条第3項**の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

つきましては、**法第22条第3項**に基づき下記のとおり措置をとることを命令します。

略

備考

- 1 略
- 2 この命令に違反した場合は、**法第30条第1項**の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、**法第22条第9項**の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
- 5 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6

様式第5号(第6条関係)

略
命令書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、**法第14条第3項**の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

つきましては、**法第14条第3項**に基づき下記のとおり措置をとることを命令します。

略

備考

- 1 略
- 2 この命令に違反した場合は、**法第16条第1項**の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、**法第14条第9項**の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます

_____。

箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 6 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第10号(第8条関係)

略
命令に係る事前の通知書
略

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

略

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告をしてください。
2 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

意見書
略

所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

様式第6号(第7条関係)

略
命令に係る事前の通知書
略

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

略

備考

上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告をしてください。

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

意見書
略

所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

略

略

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

意見聴取請求書

略

年 月 日付け 第 号により命令の事前通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

様式第13号(第11条関係) 略

様式第14号(第12条関係)

略

戒告書

あなたに対し、年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等に関し措置をとるよう命じました。この命令を期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、当該特定空家等に関する措置を代執行しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により戒告します。

略

備考

- 1 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- 2 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- 3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定によ

略

略

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

意見聴取請求書

略

年 月 日付け 第 号により命令の事前通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

様式第9号(第10条関係) 略

様式第10号(第11条関係)

略

戒告書

あなたに対し、年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等に関し措置をとるよう命じました。この命令を期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、当該特定空家等に関する措置を代執行しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により戒告します。

略

備考

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます

。

り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第 15 号(第 12 条関係)

略

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等に関し 年 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期限までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 22 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項の規定により通知します。

略

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市(訴訟に

様式第 11 号(第 11 条関係)

略

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等に関し 年 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期限までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項の規定により通知します。

略

備考

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます

_____。

において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第16号(第12条関係)

(表面)

略

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)(特定空家等に対する措置)

第22条 (以下略)

9 略

10~17 (略)

略

様式第17号(第12条関係)

略

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条

第9項に基づく代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づく代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

略

略

様式第18号 別紙のとおり

様式第19号(第13条関係)

標識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜら

様式第12号(第11条関係)

(表面)

略

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)(特定空家等に対する措置)

第14条 (以下略)

9 略

10~15 (略)

略

様式第13号(第11条関係)

略

_____代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づく代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

略

略

様式第14号(第12条関係)

標識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜら

れています。

略

様式第 20 号 別紙のとおり

様式第 21 号 別紙のとおり

様式第 22 号 別紙のとおり

様式第 23 号 別紙のとおり

様式第 24 号 別紙のとおり

様式第 25 号 別紙のとおり

れています。

略

<改正後>

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名

空家等に係る事項に関する報告徴収書

貴殿の所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

所在地
用途
所有者の住所及び氏名

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

松江市 部 長
松江市末次町86番地
電話番号：

4 報告の期限 年 月 日

<改正後>

備考

- 1 上記 4 の期限までに上記 3 の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第 22 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

<改正後>

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

報告者 住所

氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類

備考

上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。

<改正後>

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

指 導 書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日
- 5 問い合わせ先

備考

- 1 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記 5 に示す問い合わせ先まで報告をしてください。
- 2 上記 4 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

<改正後>

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

勸告書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記 4 に示す者に報告をしてください。
- 2 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。

<改正後>

様式第 18 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項に基づく代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 11 項の規定に基づく代執行を
年 月 日に行ったので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）
第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう
命令します。

納付に係る費用は、同封の納入通知書により、松江市指定金融機関又は収
納代理金融機関の窓口でお支払ください。

記

空家等の所在地等	所在地： 建築物等の概要：
代執行の内容	
代執行を行った 経緯及び理由	
納付金額	金 _____ 円
納付内訳	
支払期限	年 月 日
備考	

<改正後>

様式第 20 号（第 14 条関係）

年 月 日

空家等管理活用支援法人指定申請書

（あて先）松江市長

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称又は商号
代表者氏名
事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、主たる事務所の所在地及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第 24 条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

<改正後>

様式第 21 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名 様

松江市長 氏 名 印

空家等管理活用支援法人指定書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定にあたっての要件その他の事項

<改正後>

様式第 22 号（第 16 条関係）

年 月 日

名称等変更届出書

（あて先）松江市長

届出者 空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

<改正後>

様式第 23 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

松江市長 氏 名

報 告 徴 収 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により、貴法人が行っている法第 24 条各号に掲げる業務について、報告を求めます。

記

- 1 報告を求める業務
- 2 報告書提出の期限 年 月 日

<改正後>

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

<改正後>

様式第 24 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

松江市長 氏 名 印

業 務 改 善 命 令 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により報告いただきました報告内容を確認した結果、法第 24 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認められたため、法第 25 条第 2 項に基づき下記の内容について改善措置を実施することを命令します。

記

- 1 改善を命ずる業務
- 2 改善を命ずる内容
- 3 命令の責任者
- 4 措置の期限

年 月 日

<改正後>

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

<改正後>

様式第 25 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

松江市長 氏 名 印

空家等管理活用支援法人指定取消書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 25 条
第 3 項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。